

建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令について

令和3年9月
林野庁

I. 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第77号）は、本年6月11日に第204回国会で成立したところである。

改正後の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）においては、建築物における木材利用を促進するために、建築物木材利用促進協定制度が創設され、事業者等（事業者又は事業者団体をいう。）は、国又は地方公共団体と建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）を締結することができるものとされている。

協定の締結の手續や協定を締結した場合の協定の内容以外の公表事項については、主務省令で定めることとされていることから、建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令を制定し、上記内容を規定することとする。

II. 概要

① 協定の締結の申入れについて（第1条関係）

事業者等が法第15条第1項の規定により協定を締結しようとするときに、国又は地方公共団体に対して、その旨を申し入れなければならないこと、申入れ書に記載する事項、申入れ書に添付する書類及び申入れ書の提出先を規定する。

② 協定の公表事項について（第2条関係）

国が協定を締結した場合に、協定の内容のほか、協定の名称、協定の対象区域、協定の有効期間及び協定に参加する者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を公表するものとする。

III. 施行期日

令和3年10月1日